

川崎市立看護短期大学非常勤講師会運営要綱

平成 17 年 12 月 14 日

17 川看短第 819 号

(趣旨)

第 1 条 この要項は、川崎市立看護短期大学非常勤講師会（以下、「講師会」という。）組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 講師会は、川崎市立看護短期大学に勤務する非常勤講師との意見交換を通じて川崎市立看護短期大学の円滑な運営を図り、学校教育に資するものとする。

(講師の組織)

第 3 条 講師会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 本学に勤務する非常勤講師
- (2) 学長
- (3) 事務局長
- (4) 学科長
- (5) 教授
- (6) 学内委員会委員長
- (7) 総務学生課長
- (8) 他必要な学内関係者

(講師会議)

第 4 条 講師会は、学長が招集し開催する。

2 講師会は前期及び後期に各一回開催する。

(講師会の庶務)

第 5 条 講師会の事務は総務学生課において行う。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、学長が定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 12 月 14 日から施行する。